

【最終講義】  
FAREWELL LECTURE

制度会計における課題\*

Issues in Financial Accounting and Accounting Standards

野口 晃 弘\*\*  
NOGUCHI Akihiro

---

\* 本稿はInternational Accountingの最終講義（2023年1月12日）の内容に加筆修正を行ったものであり，科研費（20K02007）による研究成果が含まれている。

This manuscript was prepared for the final lecture which was held on January 12th, 2023.

\*\* 名古屋大学大学院経済学研究科  
Graduate School of Economics, Nagoya University

## I. 問題の所在

本稿では、制度会計における課題として、資本金における認識基準に関連して払込未済株金、測定基準に関連して帳簿価額法と市場価額法、それにブロックチェーンを支配することの意味に関連して自己保有暗号資産、という三つの論点について、問題提起を行う。

日本では、昭和23年の商法改正まで分割払込制度が広く利用されており、払込未済株金を資産計上し、引受時点で資本金の増加を認識する実務が定着していた。そのような実務の成立過程、定着していた実務と異なる表示が行われた事例におけるその理由など、会計の歴史という観点だけではなく、資本金における認識基準という観点からも、検討する意義がある。

第三者割当増資の際のいわゆる有利発行については、発行価額だけが会計処理の対象とされ、有利発行の要因となった部分については、簿外となっている。資本金に関する法律上の制約に対処するためには都合の良い処理方法ではあるが、取引の全体像が会計処理に反映されない結果となった。新株予約権の権利行使の際の会計処理でも、発行される株式の市場価額が新株予約権の帳簿価額と行使価額の合計を超過する部分については、同様に、簿外処理されている。これは資本金における測定基準に関する論点である。

もう一つ、自己保有暗号資産の会計問題についても取り上げる。実務対応報告第38号では自己及びその関係会社の発行した暗号資産については範囲から除外したものの、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下「論点整理」と略す)では、自己に割り当てたものについては内部取引に該当し、会計処理の対象としないことと、自己発行のものを取得した場合には自己株式を取得した場合の会計処理との整合性が考慮されていることから、未発行株式あるいは自己株式の議論を当てはめようとしている(議事概要別紙「暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて」においても同様)。しかし、参加許可を必要としないブロックチェーンの場合、いつまで「自己」といえるのかという問いに対する回答も用意する必要がある。

制度会計における課題は多種多様であるが、本稿では、以上の三つに絞って取り上げることにする。

## II. 払込未済株金

明治32年商法第128条第2項では「第一回拂込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス」と規定されており、昭和13年の商法改正によって第171条第2項となったものの、昭和23年の商法改正によって削除されるまで、日本でも分割払込による株式の発行が認められていた。明治23年の旧商法第167条第2項においても「取締役ハ速ニ株主ヲシテ各株式ニ付キ少ナクトモ四分ノ一金額ヲ會社ニ拂込マシム」と規定されており、実態としてはそれ以前から広く普及していた(青地 2003, 179頁; 南條・粕谷 2007, 2頁)。

戦後の日本では、資本金の認識基準が商法で規定され、会計上もその規定に従った処理が行われてきたため、長い間、議論にならなかった。しかし、ストック・オプションのような条件付新株発行が普及し、かつ、財務報告が連結中心に移行したこともあり、資本の増加をいつ認識するかという点で、日本の会計基準と国際基準との乖離が論点として浮上してきている。そのため、資本金を引受時点で認識するのか、それとも払込時点で認識するのか、その違いが顕在化する分割払込制度が採用されていた当時の議論から学ぶことも重要になる。

吉田(1911, 180-183頁)では、払込未済株金を貸借対照表の資産の部に表示する方法と、負債の部の株金の総額から払込未済額を控除する形式で表示する方法の二つが説明されており、わが国をはじめ、フランス、ドイツ、アメリカでは前者が一般に用いられ、株金総額と払込未済株金が示されるのに対し、イギリスでは株金中実際払込を終えた部分のみが表示されると述べられている。同様に鹿野(1920, 289頁)も、わが国では資本金額を負債の部に記入し、払込未済のものについては、その金額を資産の部に記入するのが慣例であるが、イギリスにおいては実際に払い込まれた金額のみを負債の部に記入し、払込未済資本金を記載しないと説明されている。

佐藤(1920, 588-590頁)では、会社が株主に対して株金を払い込ませる権利を有していることから、負債の部に資本金総額を記載し、資産の部に払込未済額を記載すべきであるとしている。そして大

正6年上期の横濱正金銀行の事例を挙げ、払込株金のみ貸借対照表に記載され、払込未済額が表示されていないことを批判している。会社の信用は公称資本金額に左右されるため、払込未済額を計上しなければ、財産総額が少なく表示されてしまうというのである。

上野(1926, 373-377頁)は、ドイツにおける議論を紹介しながら、払込未済株金は会社の株主に対する債権であるという資産説と、株式資本金の価値修正項目であるという相殺説について説明している。そして、英米会計学書における未発行株式資本に関する主張を、払込未済株金にそのまま適用することは適切ではないと批判している。なお、貸借対照表における表示方法としては、払込未済株金を資産として表示する方法、株式資本の総額から払込未済額を控除形式で表示する方法、払込株式資本のみを表示する方法(株金総額も払込未済額も表示しない)の三つを示している。

1934年に公表された財務諸表準則(貸借対照表第13 資本勘定)では、資本勘定は総合科目を株主勘定とし、内訳科目の借方科目の筆頭に未払込資本金、貸方科目に資本金として公称資本金額を示すように記されていた。このため未払込資本金が貸方の控除項目として扱われていた訳ではなく、資本金は株式引受時点で認識されていたと解することができる。

このように資本金の認識基準として、払込時点と引受時点で議論はあったものの、大正時代には、払込を待たずに引受時点から資本金として表示されるように、日本の実務が収斂していた。その中で、佐藤(1920, 589頁)でも指摘されているように、横濱正金銀行だけは払込金額で資本金を表示しており、そのような表示方法が選択された理由については、研究課題として残されている。

### Ⅲ. 帳簿価額法と市場価額法

まず、第三者割当増資に伴う有利発行の会計処理について考えてみる。株主間の利害調整という観点からすれば、株主総会の特別決議が手続として定められていることで足りているかもしれない(会社法199条2項, 309条2項5号)。しかし、投資意思決定に必要な情報を提供するという観点からすると、発行される株式の市場価額でなく発行価額に基づいて会計処理が行われるのであれば、有利発行された

理由である何らかの資産あるいは費用が簿外となってしまう。これは資本金の測定基準が法定されており(会社法445条)、その規定に従って、会計処理も行われているからである。

親会社単体の財務諸表については、資本金・準備金・剰余金という法律上の区分を優先させて表示させることに一定の合理性があると考えられるが、そもそも法人格の枠を超えて作成されている連結財務諸表については、そのような法律上の区分ではなく、会計上の資本と利益の区別を優先させて表示する方法を検討しても良いのではないと思われる。そして、取引の一部を簿外処理するのではなく、資産あるいは費用を計上することによって、市場価額と発行価額の差額についても払込資本の増加として扱うことも考えられる。

転換社債の転換時の会計処理では、転換社債の帳簿価額を用いる帳簿価額法と、転換により発行される株式の市場価額を用いる市場価額法が、アメリカの中級会計学の教科書で説明されてきた(Kieso & Weygandt 1998, pp.847-848)。しかし現在では、伝統的な条件の転換社債について、転換権を区分経理しない一括法の会計処理が求められており(ASC 470-20-25-12)、かつ、転換権が行使されたことに伴って損益を計上しないように指示され(ASC 470-20-40-4)、転換社債を負債として計上しながら、帳簿価額法が規定されている。負債を自社の株式で返済した場合であれば、時価で会計処理するのが原則であり(ASC 470-50-40-3)、その原則に従えば、転換社債の転換の会計処理は市場価額法になるはずであるが、そうはなっていない。

新株予約権が行使されると、新株予約権の帳簿価額と新株予約権の行使価額の合計が資本金及び資本準備金として計上されるように規定されている(会社計算規則17条)。その点、新株予約権が現金の払い込みを受けて発行された場合でも、ストック・オプションの場合でも、同じである。行使時点での株式の市場価額との差額は、簿外になっている。

発行時点あるいは付与時点における新株予約権の価値は、行使時点における価値を理論的に反映させたものになっているはずなので、十分な数のサンプルを集計すれば、新株予約権の価値は行使時点における価値の割引計算の結果と一致するはずである。したがって、帳簿価額に基づく会計処理は、行使時点における市場価額との差額を反映させる会計処理を平準化させたものになっていると考えることがで

きる。財務報告の目的を、証券市場に対する投資情報の提供を中心に据えるのであれば、持続性のある利益の計算に、より有用と考えらえる付与時点における評価額に基づく計算を行い、結果的な時価変動を損益計算に算入しない方法に合理性があると考えられる。その一方で、結果的に何が起こったのかという事実に関する報告に重点を置くのであれば、権利行使、あるいは不行使の結果、どのような変動が生じているのかということを経済処理に反映させることも考えられる。なお、両者を橋渡しする会計処理方法については、Ohlson & Penman (2007) に示されている。

#### IV. 自己保有暗号資産

ブロックチェーンあるいは分散型台帳技術を活用したデジタル資産(トークン)の利用の拡大に伴い、徐々に会計処理についての整理も進められてきている。実務対応報告第43号(4-5項)でも、有価証券とみなされるトークンの発行に伴う払込金額であれば、金融商品会計基準等に従って、負債、株主資本、新株予約権として会計処理するように指示されている。「論点整理」(32項)では、トークンの発行により発行者が何らかの義務を負担している場合であれば、その義務を負債として認識することとしている。これらは、EFRAG(2020)などに示されているセキュリティー・トークンであれば、金融商品として会計処理を行い、ユーティリティ・トークンであれば、前払資産あるいは前受収益として扱うという国際的な会計処理の方向性と一致している。国際基準としては、解釈指針委員会アジェンダ決定「暗号通貨の保有」(IAS 38 E1)があり、法定通貨・金融商品以外であれば、無形資産の会計処理を適用することが示されている。FASBにおける研究プロジェクト「特定の暗号資産の会計と開示」(旧「特定のデジタル資産の会計と開示」)でも、時価評価差額を包括利益に計上することに合意し(FASB 2022)、さらにそれを損益計上、すなわち純利益の計算要素にする方針で合意している(FASB 2023)。無形資産の会計に関する抜本的な改革が進むまでの当面の間は、このような枠組みの中で会計処理が行われることになるとと思われる。

わが国における自己保有暗号資産の会計処理に関する議論の中で、どうしても、違和感を覚える点があり、ここでは、その点について、取り上げる。「論

点整理」において、論点3として、自己が発行したICO トークンを保有している場合の会計処理が取り上げられ、発行時に自己に割り当てたICO トークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としない(39項)という方向性が示されている。

トークンに伴う義務が明示されており、その義務の帰属主体が特定されている場合は、自己保有暗号資産の会計処理に未発行株式や自己株式に関する議論を用いることに違和感を覚えることはないが、許可なしに誰でも参加可能ないわゆるパブリック・ブロックチェーン上のトークンで、かつ、トークンの発行者が何ら義務を負担していない場合、難しい問題が生じるように思われる。

これは中央管理者のいるプライベート・ブロックチェーンや、関係者のみで構成されるコンソーシアム・ブロックチェーンのように、許可された参加者のみで運営されているのであれば、誰が、そのブロックチェーンを支配しているか、管理責任を負っているか特定できるので、その管理者が保有しているものを自己保有のものと考え、会計処理することが可能と思われる。しかし、ブロックチェーンへ許可なしに誰でも参加できるパブリック・ブロックチェーンの場合、ブロックチェーンのガバナンスの状況そのものが研究課題となっていることからわかるように、誰がそのブロックチェーンを支配しているか特定することが容易でない場合も想定できる。

したがって、ブロックチェーンが動き始めた当初であれば、まだ未発行株式や未発行社債、あるいは子会社株式と同様に扱うことができるとしても、いつまでも、当初のガバナンス体制が維持されているとは限らず、ある時点で、子会社が連結の範囲から外れた場合に、処分されずに残された元・子会社の株式と同じような会計処理を検討しなければならない。これは、当初、自己に割り当てたトークンを、売却するまで収益認識しなくてよいのかという問題とつながっている。

#### V. 残された課題

本稿では、上記三つの論点に関する問題提起のみ、記述している。論点の展開及び結論については、今後取り組み、それぞれ拙稿として公開する計画である。

それ以外にも、取り組みたいと考えている課題が

あり、たとえば、イスラム金融商品に関する負債と資本の区別、特にスクーク（イスラム債）に関連した会計問題については、マレーシアの研究者との共同研究のテーマとなっている。

また、会計教育に関連するものとして、作文能力の向上に着目した共同研究も進めている。これは、サステナビリティ情報など企業情報に占める財務諸表以外のテキストによって提供される情報が、今後さらに重要になると考えられることから、作文能力を向上させるための教育の必要性を感じているからである。

## 参考文献

- 青地正史 (2003) 「戦前日本企業と『未払込株金』」『富山経済論集』第51巻第2号, 173-206頁。
- 浅木愼一編 (2006) 「会社法旧法令集」信山社。
- 上野道輔 (1926) 「貸借対照表論 下巻」有斐閣書房。
- 企業会計基準委員会 (2018) 実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」 ([https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20190704\\_30\\_20220701.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20190704_30_20220701.pdf))。
- 企業会計基準委員会 (2022a) 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」 ([https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/crypto-assets2022\\_02.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/crypto-assets2022_02.pdf))。
- 企業会計基準委員会 (2022b) 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」 ([https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/denshikirokuiten20220826\\_02.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/denshikirokuiten20220826_02.pdf))。
- 企業会計基準委員会 (2022c) 議事概要別紙「暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて」 ([https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20221107\\_490g\\_02.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf))。
- 佐藤雄能 (1920) 『株式會社會計』(7版) 同文館。
- 鹿野清次郎 (1920) 『計理學提要 上巻』(8版) 大倉書店。
- 南條隆・粕谷誠 (2007) 「株式分割払込制度と企業金融、設備投資の関係について—1930年代初において株式追加払込が果たした役割を中心に—」IMES Discussion Paper Series 2007-J-20。
- 吉田良三 (1911) 『會計學』(4版) 同文館。
- 臨時産業合理局 (1934) 『財務諸表準則』。
- European Financial Reporting Advisory Group (2020), Discussion Paper “Accounting for Crypto-Assets (Liabilities): Holder and Issuer Perspective.” <https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/SiteAssets/EFRAG%2520Discussion%2520Paper-Accounting%2520for%2520Crypto-Assets%2520%28Liabilities%29-%2520July%25202020.pdf> (企業会計基準委員会スタッフ訳・欧州財務報告諮問グループ ディスカッション・ペーパー「暗号資産(負債)の会計処理: 保有者及び発行者の視点」 <https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20210308.pdf>)
- Financial Accounting Standards Board (n.d.), Accounting Standards Codification. <https://asc.fasb.org/Home>
- Financial Accounting Standards Board (2022), “Minutes of the October 12, 2022 Board Meeting on Accounting for and Disclosure of Crypto Assets.” <https://www.fasb.org/Page/ShowPdf?path=CRYPTO-MIN-20221012.pdf&title=October%2012,%202022%20Board%20Meeting%20Minutes%E2%80%94Accounting%20for%20and%20Disclosure%20of%20Crypto%20Assets>
- Financial Accounting Standards Board (2023), “Minutes of the December 14, 2022 Board Meeting on Accounting for Presentation and Disclosure of Crypto Assets.” <https://www.fasb.org/Page/ShowPdf?path=CRYPTO-MIN-20221214.pdf&title=October%2012,%202022%20Board%20Meeting%20Minutes%E2%80%94Accounting%20for%20and%20Disclosure%20of%20Crypto%20Assets>
- IFRS Interpretation Committee (2019), IFRIC Update June 2019. <https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/ifric/2019/ifric-update-june-2019/#8> (IFRS 解釈指針委員会「IFRIC Update 2019年6月」 [https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/ifric\\_201906.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/ifric_201906.pdf))
- Kieso, D.E. & Weygandt, J.J. (1998), *Intermediate Accounting* (9th ed.), Wiley.
- Ohlson, J.A. and Penman, S.H. (2007), “Accounting for Employee Stock Options and Other Contingent Equity Claims: Taking a Shareholder's View.” *Journal of Applied Corporate Finance*, Vol.19, Iss.2, pp.105-110. <https://doi.org/10.1111/j.1745-6622.2007.00141.x>